令和5年第1回三豊市議会臨時会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第42号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市税条例の一部改正)	2
議案第43号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市国民健康保険税条例の 一部改正)	8
議案第44号	令和5年度三豊市一般会計補正予算(第1号)	11

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて (三豊市税条例の一部改正)

三豊市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月1日提出

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例の一部を改正する条例 (別紙)

令和5年3月31日

三豊市条例第16号

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4 の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」 を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

 同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。 附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2 年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月 31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属す る年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附 則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動 車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下 この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソ リン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回 車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を 「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア (3) (i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同 条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に 改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限 り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,00円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の三豊市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの 条例による改正前の三豊市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に 規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について は、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割 について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従 前の例による。

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて(三豊市国民健康保険税条例の一部改 正)

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方 自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月1日提出

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和5年3月31日

三豊市条例第17号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号)の一部を次のように 改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5, 000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,00 0円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第9項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」 に改める。

附則第10項、第11項、第13項から第16項まで、第19項及び第20項中 「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険 税については、なお従前の例による。

議案第44号

令和5年度三豊市一般会計補正予算(第1号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市一般会計補正予算 (第1号)を別冊のとおり提出する。

令和5年5月1日提出